（移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の一部改正）

第二条　移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（臍帯血供給事業者の委託により行う業務）	
第十三条の二　臍帯血供給事業者は、移植に用いる臍帯血の採取、検査又は搬送（造血幹細胞移植を行う医療機関への搬送を除く。）以外の業務を他人に委託してはならない。	（新設）
（移植に用いる臍帯血の引渡しを行う場合の確認）	
第十三条の三　臍帯血供給事業者は、移植に用いる臍帯血を造血幹細胞移植を行う医療機関に引き渡す場合には、当該医療機関が次に掲げる要件に適合していることを確認しなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該確認を行いとまがないときは、この限りでない。	（新設）
一　造血幹細胞移植を適正に行うために必要な設備が設けられていること。	
二　造血幹細胞移植を適正に行うために必要な人員及び当該医療機関内の連携体制が確保されていること。	
三　造血幹細胞移植を適正に実施した実績が一定程度あること。	
四　その他造血幹細胞移植の適正な実施に関し必要な措置が講じられていること。	

附　則

この省令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十八号）の施行の日から施行する。